

2 計画策定の方針

1 計画策定の趣旨

津地区合併協議会が策定する市町村建設計画（以下「新市まちづくり計画」といいます。）は、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき、合併協議会にて作成されることが定められており、新市のまちづくりにあたっての基本方向を示すことにより、合併に際して、新市の将来ビジョンを提供するものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細かつ具体的な内容については、新市において策定する基本構想及び基本計画等に委ねるものとします。

2 計画の策定方針

新市まちづくり計画は、新市の一体性の速やかな確立、地域特性を生かした均衡ある発展及び住民福祉の向上を図ることを目指し、合併市町村の総合計画、マスターplanなどを新市のまちづくりの観点から整理・検討し、また、「まちづくり基本構想」の基本的な考え方も勘案し、次の点に留意して策定します。

- ①計画の実施を通じて、地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準・文化水準を高めるという役割を担うべきものであり、単にハード面の整備のみでなく、ソフト面にも配慮したものとします。
- ②新市のまちづくりに資する事業は、効果的かつ合理的であり、健全な財政運営に裏づけられた着実なものとします。
- ③新市のまちづくりを効率的に進めていくため、組織及び運営の合理化を図るものとします。





3 計画の構成

新市まちづくり計画は、新市まちづくりの基本方針、新市の施策、公共的施設の統合整備と適正配置、財政計画などで構成します。

4 計画の期間

新市まちづくり計画の期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とします。